

## 青梅市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 0 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和 6 年度から令和 8 年度までの介護保険料率を改定したいので、この条例案を提出いたします。

## 青梅市介護保険条例の一部を改正する条例

青梅市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項第 1 号中「2 8, 6 0 0 円」を「3 1, 3 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「4 1, 9 0 0 円」を「4 7, 3 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「4 4, 5 0 0 円」を「4 7, 6 0 0 円」に改め、同項第 4 号中「5 4, 0 0 0 円」を「6 2, 6 0 0 円」に改め、同項第 5 号中「6 3, 6 0 0 円」を「6 9, 6 0 0 円」に改め、同項第 6 号中「7 0, 5 0 0 円」を「8 3, 5 0 0 円」に改め、同号イ中「または第 1 2 号イ」を「、第 1 2 号イ、第 1 3 号イ、第 1 4 号イまたは第 1 5 号イ」に改め、同項第 7 号中「8 3, 9 0 0 円」を「9 0, 4 0 0 円」に改め、同号イ中「または第 1 2 号イ」を「、第 1 2 号イ、第 1 3 号イ、第 1 4 号イまたは第 1 5 号イ」に改め、同項第 8 号中「1 0 3, 6 0 0 円」を「1 0 4, 4 0 0 円」に改め、同号イ中「または第 1 2 号イ」を「、第 1 2 号イ、第 1 3 号イ、第

14号イまたは第15号イ」に改め、同項第9号中「105, 500円」を「118, 300円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「または第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イまたは第15号イ」に改め、同項第10号中「120, 800円」を「132, 200円」に改め、同号ア中「600万円」を「520万円」に改め、同号イ中「または第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イまたは第15号イ」に改め、同項第11号中「132, 200円」を「146, 100円」に改め、同号ア中「800万円」を「620万円」に改め、同号イ中「または次号イ」を「、次号イ、第13号イ、第14号イまたは第15号イ」に改め、同項第12号中「139, 900円」を「160, 000円」に改め、同号ア中「1, 000万円」を「720万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第14号イまたは第15号イ」を加え、同項第13号中「149, 400円」を「187, 900円」に改め、同号を第16号とし、第12号の次に次の3号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 167, 000円

ア 合計所得金額が820万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)にかかる部分を除く。）、次号イまたは第15号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 174, 000円

ア 合計所得金額が920万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)にかかる部分を除く。）または次号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 180, 900円

ア 合計所得金額が1, 000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）にかかる部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「17,800円」を「19,400円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「17,800円」を「19,400円」に、「31,800円」を「33,400円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「17,800円」を「19,400円」に、「41,300円」を「47,300円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の青梅市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度までの保険料については、なお従前の例による。